

第 1 4 号議案

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

足立区立図書館条例（昭和 4 4 年足立区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中央館の部中

「

|                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 足立区立中央図書館                 | 足立区千住五丁目 1 3 番 5 号 |
| 分館<br>足立区立常東コミュニテ<br>ィ図書館 | 足立区千住旭町 9 番 1 6 号  |

を

」

「

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 足立区立中央図書館<br>（東京電機大学内足立区立図書<br>館図書受渡窓口） | 足立区千住五丁目 1 3 番 5 号<br>（足立区千住旭町 5 番） |
|---|-------------------------------------|

に

」

改める。

第 3 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち規則で定める事業を実施するものとする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

|                           |     |     |
|---------------------------|-----|-----|
| 図書館資料                     | 中央館 | 地域館 |
| 図書資料                      |     |     |
| 録音テープ                     |     |     |
| その他の視聴覚資料（ビデオテープ、CD、DVD等） |     |     |

別表第2中央館（分館を除く。）の項館の欄中「分館」を「受渡窓口」に改め、同表常東コミュニティ図書館の項を次のように改める。

|      |                  |  |
|------|------------------|--|
| 受渡窓口 | 午前9時から<br>午後8時まで | 1 日曜日<br>2 休日<br>3 12月29日から同月31日<br>まで<br>4 1月2日から同月4日まで |
|------|------------------|--|

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

常東コミュニティ図書館の廃止及び東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口の開設に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。